

## 松戸市型下水道用マンホールふたデザイン使用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、松戸市型下水道マンホールふたデザイン（以下「マンホールふたデザイン」という。）の使用（電子媒体での使用含む。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (マンホールふたデザイン)

第2条 マンホールふたデザイン及びデザインの配色は、別図のとおりとする。

### (使用者)

第3条 非営利を目的としてマンホールふたデザインを使用しようとする者は、マンホールふたデザインの使用が次の各号のいずれにも該当する場合に限り、マンホールふたデザインを無償で使用することができる。

- (1) 松戸市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがないこと。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用しないこと。
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがないこと。
- (4) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用しないこと。

2 営利を目的としてマンホールふたデザインを使用しようとする者は、マンホールふたデザインの使用が前項各号のいずれにも該当し、かつ、行政目的に合致することその他の公共の利益に寄与するものとしてあらかじめ市長が承認した場合に限り、マンホールふたデザインを無償で使用することができる。

### (使用承認)

第4条 前条第2項の規定による承認を受けようとする者は、松戸市型下水道マンホールふたデザイン使用承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、承認の可否を決定し、使用承認（不承認）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、承認に際し必要な条件を付することができる。

### (使用上の遵守事項)

第5条 マンホールふたデザインを使用する者は、デザインのイメージを損なう改変をしてはならない。

2 マンホールふたデザインの使用承認を受けた者（以下「承認者」という。）は、前項の事項に加え、使用承認通知書に記載された使用目的、使用方法及び使用条件を遵守しなければならない。

### (承認内容の変更)

第6条 承認者は、承認内容を変更しようとするときは、あらかじめ、松戸市型下水道用マンホールふたデザイン使用承認変更申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、承認の可否を決定し、使用承認変更（不承認）通知書（第4号様式）により承認者に通知するものとする。

3 市長は、承認に際し必要な条件を付することができる。

（使用承認の管理）

第7条 市長は、マンホールふたデザインの使用承認に際しては、承認番号、承認者名、使用方法及び使用期間を記載した松戸市型下水道用マンホールふたデザイン使用承認管理表（第5号様式）を作成し、マンホールふたデザインの使用承認に関し適正な管理を図るものとする。

（違反等に対する取扱い）

第8条 市長は、マンホールふたデザインを使用している者（承認者を除く。）がこの要綱に違反したときは、その使用の差し止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。

2 市長は、承認者がこの要綱に違反したとき、又は偽りその他不正の手段により使用承認を受けたときは、その承認を取り消すことができる。

3 市長は、前2項の規定による請求等又は承認の取消しを受けた者に対して、使用物件の回収を求めることができる。

4 市は、次に掲げるものについて、一切の責任を負わない。

（1）前3項の規定による請求等、承認の取消し及び使用物件の回収その他マンホールふたデザインの使用に関して使用者に生じた損害又は損失

（2）使用者が、マンホールふたデザインの使用によって第三者に対して与えた損害又は損失

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和4年4月5日から施行する。

別図（第2条関係）

1 矢切の渡し（汚水・モノクロ）



2 矢切の渡し（汚水・カラー）



3 コアラとユーカリ (汚水・モノクロ)



4 すくすくファミリーフレンズ (カラー)

